

## ひょうご・データ活用プラン（仮称）検討懇話会開催要綱

## ひょうご・データ活用プラン(仮称)検討懇話会開催趣旨

## 1 ひょうご・データ活用プラン(仮称)の策定

- ・世界的な ICT の急速な進展、ビッグデータの蓄積を踏まえ、「攻めの ICT 投資」を基盤にした、データ利活用による社会課題の解決が期待される。
- ・国は、官民一体となってデータ利活用に取り組むため、「官民データ活用推進基本法」を制定し、その中で、地方自治体に計画策定（都道府県:策定義務、市町村:策定努力義務）を求めている。
- ・そこで、兵庫県では、平成 30 年度に、県の情報政策推進の基本計画となる「ひょうご・データ活用プラン」(仮称)を策定し、県の「官民データ活用推進計画」に位置づける。

## ◎プラン骨子

趣 旨	・県民・事業者が ICT とデータ資源の便益を享受し、安全安心で真の豊かさを実感できるデジタル社会～スマート兵庫～の実現を目指す ・もって、県の総合計画である「21 世紀兵庫長期ビジョン」の実現に寄与
位置づけ	・21 世紀兵庫長期ビジョンの分野別計画 ・官民データ活用推進基本法に規定された都道府県官民データ活用推進計画の兵庫県計画
計画期間	2019 年度～2021 年度 3 年間

## 2 プラン検討の進め方

- ・「データ利活用推進本部」を設置し、県組織横断で庁内検討。
- ・データ利活用の学識、先端 ICT の動向、他団体の先導的事例のほか、県の特徴も踏まえた県民・事業者の意向を反映させるため、検討懇話会を開催。

## 3 懇話会開催スケジュール

- ・全 3 回、検討懇話会を開催し、ご意見をいただく。

時期	検討内容
H30. 9月3日	第1回 取組の方向性について
H30.10月	第2回 庁内検討を踏まえた具体的取組みについて
H30.12月	第3回 計画全体について

## 1 目的

ひょうご・データ活用プラン（仮称）の策定について、有識者等の意見を聴取するため、ひょうご・データ活用プラン（仮称）検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## 2 検討事項

- (1) ひょうご・データ活用プラン（仮称）の重点取組
- (2) 前各号に掲げるもののほか、ひょうご・データ活用プラン（仮称）の策定に関し必要な事項

## 3 運営

- (1) 懇話会は、下表に掲げる者をもって構成する。

氏 名	職
栗生 万琴	㈱エフエフエス 取締役
申 吉浩	兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授
関 治之	(一社)エド・フォー・ジャパン 代表理事
竹村 匡正	兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授
湯川 カナ	兵庫県広報官、(一社)リハル学舎代表理事

- (2) 懇話会の開催に係る構成員の招集は、企画県民部科学情報局情報企画課に係る事務を担当する副知事（以下「副知事」という。）が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ副知事の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 副知事は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 懇話会は公開とする。ただし、懇話会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開する。
- (8) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、持ち回り開催等により懇話会の議事を行うことができる。

## 4 謝金・旅費

- (1) 構成員等が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

## 5 補足

この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

## 6 附則

- (1) この要綱は、平成 30 年 7 月 24 日から施行する。
- (2) この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。